



環境

2018年度商社環境月間 環境セミナー（6月28日）

日本貿易会は、2008年5月の北海道洞爺湖サミットで環境が主要テーマとなったのを機に、政府が「環境月間」と定める6月を商社環境月間と位置付け、会員企業の環境問題の取り組みを推進するための活動や環境意識を高める啓発活動として環境セミナーを開催している。2010年度に制定した「商社環境行動基準」もその一環である。2018年度環境セミナーは、株式会社国際協力銀行（JBIC）業務企画室次長の関根宏樹氏を講師に迎え、「『質高インフラ環境成長ファシリティ』の下での新たな取組について」をテーマに開催した。概略は以下の通りである。



JBICは出資、融資、保証を行っており、出融資の残高が約14兆円で、保証を合わせると約16兆円となっている。JBICのミッションは、①資源確保の支援、②日本産業の国際競争力の維持・向上、③地球環境の保全、④金融秩序混乱への対応である。

JBICは海外のポリティカルリスク、カウンターリスクを取ることを得意としており、長期の融資にも強みを有する。最近の実績としては、エジプトの風力発電向けプロジェクトファイナンスなども行っている。今後は、「質高インフラ環境成長ファシリティ」を2018年7月から導入する予定で、JBICによる環境分野の支援をさらに加速させる。このファシリティの趣旨・目的は、日本企業のノウハウ、あるいは技術を活用することを意識しながら地球環境保全に資するインフラ海外展開等を推進することであり、3年間という期間限定で集中的に実施するものである。これについては、2018年5月のアジア開発銀

行（ADB）年次総会における麻生副総理のスピーチで、「ESG（環境、社会、ガバナンス）投資という世界的潮流に着眼した新たな支援ファシリティを創設」と宣言したもので、6月に開催された日経新聞主催「アジアの未来」では、安倍総理大臣から、向こう3年間で、官民でおおよそ500億ドルの資金を提供すると表明されている。

環境ファシリティは四つの対応により促進を図っていく。その第一は、「支援手法の拡大」であり、日本企業の経営関与、オペレーションの関与が限定的な事業であっても、地球環境保全に資する案件であれば支援対象にしていく。例えば欧州の送電事業への投資などで、リスクや実績の観点から段階的に事業に参画していきたいというようなケースでも対象となる。支援手法としては、地球環境保全ミッションのGREENというファシリティは事業開発等金融と出資に限定していたが、それに投資金融を加えたのが、大きなポイン



トである。

第二は、「対象分野の拡大」である。これまでの環境アプローチは温室効果ガス等の削減にハイライトしていたが、そこにとらわれずに、例えば水事業や明らかに地球規模の環境保全に貢献するインフラ事業も含める形で対象分野を拡大した。石炭火力についても、超々臨界圧以上のものは原則として融資対象の候補になる。また、再生可能エネルギーに必要な設備、機器の製造事業も対象にする。例えば、風車の製造なども含めることで、バリューチェーン全体を対象にする。モーダルシフトについてはいろいろな議論があるが、これまで都市内交通を対象としていたところ、都市間の交通も支援の対象とした。

第三は、「プロセスの簡素化」である。従来、「J-MRVガイドライン」では、融資等決定時の温室効果ガス計画削減量に加え、オペレーション開始後（完工後）の削減量も測定してPDCAサイクルを回してきたが、これを融資等決定時の計画排出削減量の測定のみにとどめることに簡素化した。

また、既存設備への省エネ機器導入等、定性的に地球環境保全に資することが明らかな

場合は、定量的な確認を省略可能とした。火力発電等で温暖化ガスを追加的に排出する場合は、ベースライン等との比較による削減量の定量的な確認が必要となる。

第四は「融資条件」で、優遇条件をもって日本企業を支援していく。具体的には「新ファシリティ実施要領」でまとめており、通貨は原則米ドル、ユーロ、円を対象とし、優遇条件を投資金融、事業開発等金融について適用する。なお、協調融資の原則に従い、民間金融機関との協調融資が必要となる。ここで期待しているのは、再生可能エネルギーなどの分野で直接的に日本企業が取り組むことを支援するのみならず、周辺の蓄電池導入やグリッド高度化などで日本のノウハウ・技術が生かせたらと思っている。グリーンモビリティの展開としては、都市部におけるモーダルシフトの促進、電気自動車等新技术を用いた燃料転換の支援、都市間鉄道の支援なども考えている。新たなアプローチとして、新たな技術活用の促進にも目を向けていく。環境対応については、温室効果ガスだけに着目するのではなく、国際的潮流を踏まえて、これを見直していく。